

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系相野川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系相野川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系相野川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市新鹿町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	1,000m3	4,000m3	
	令和8年度	1,000m3	3,000m3	
	令和9年度	1,000m3	2,000m3	
	令和10年度	1,000m3	1,000m3	
	令和11年度	1,000m3	0m3	
	計	5,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	10,000	10,000	0
	令和8年度	10,000	10,000	0
	令和9年度	10,000	10,000	0
	令和10年度	10,000	10,000	0
	令和11年度	10,000	10,000	0
	計	50,000	50,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系相野川は三重県南部に位置し、流路延長4.3kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・相野川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は5,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ5,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	相野川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 市木川水系市木川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	市木川水系市木川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する市木川水系市木川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県南牟婁郡御浜町下市木～御浜町上市木 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	2,000m <sup>3</sup>	8,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	2,000m <sup>3</sup>	6,000m <sup>3</sup>	
	令和9年度	2,000m <sup>3</sup>	4,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	2,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和11年度	2,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	10,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	50,000	50,000	0
	令和8年度	27,000	27,000	0
	令和9年度	27,000	27,000	0
	令和10年度	27,000	27,000	0
	令和11年度	27,000	27,000	0
	計	158,000	158,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>市木川水系市木川は三重県南部に位置し、流路延長9.7kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>市木川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は10,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度～令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ10,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	市木川には、上流部の神木雨量観測所(南牟婁郡御浜町神木)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名	三重県	
		河川名	志原川水系産田川(二級河川)	
		担当課室名	河川課 河川管理班	
		連絡	先 059-224-2686	
事業名	志原川水系産田川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する志原川水系産田川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市有馬町~熊野市有馬町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	1,000m3	4,000m3	
	令和8年度	1,000m3	3,000m3	
	令和9年度	1,000m3	2,000m3	
	令和10年度	1,000m3	1,000m3	
	令和11年度	1,000m3	0m3	
	計	5,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	20,000	20,000	0
	令和8年度	15,000	15,000	0
	令和9年度	15,000	15,000	0
	令和10年度	15,000	15,000	0
	令和11年度	15,000	15,000	0
	計	80,000	80,000	0
事業の必要性、 緊急性	・志原川水系市産田川は三重県南部に位置し、流路延長5.2kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・産田川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は5,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ5,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	産田川には、下流部の大前池雨量水位観測所(熊野市久生屋町)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 井戸川水系井戸川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	井戸川水系井戸川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する井戸川水系井戸川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市井戸町~熊野市井戸町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書きで記載</small>			残量	
	令和7年度	3,000m3	4,000m3	第3種建設発生土
	令和8年度	1,000m3	3,000m3	
	令和9年度	1,000m3	2,000m3	
	令和10年度	1,000m3	1,000m3	
	令和11年度	1,000m3	0m3	
	計	7,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	40,000	40,000	0
	令和8年度	10,000	10,000	0
	令和9年度	10,000	10,000	0
	令和10年度	10,000	10,000	0
	令和11年度	10,000	10,000	0
	計	80,000	80,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>井戸川水系井戸川は三重県南部に位置し、流路延長3.7kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>井戸川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は7,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ7,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	井戸川には、上流部の大峽雨量観測所(熊野市井戸町)、下流部の熊野建設事務所雨量観測所(熊野市井戸町)及び井戸水位観測所(熊野市井戸町)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 志原川水系志原川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	志原川水系志原川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する志原川水系志原川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県熊野市有馬町～南牟婁郡御浜町志原 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	2,000m <sup>3</sup>	8,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	2,000m <sup>3</sup>	6,000m <sup>3</sup>	
	令和9年度	2,000m <sup>3</sup>	4,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	2,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和11年度	2,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	10,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	40,000	40,000	0
	令和8年度	25,000	25,000	0
	令和9年度	25,000	25,000	0
	令和10年度	25,000	25,000	0
	令和11年度	25,000	25,000	0
	計	140,000	140,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>志原川水系志原川は三重県南部に位置し、流路延長3.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>志原川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は10,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度～令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ10,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	志原川には、中流部の志原雨量水位観測所(南牟婁郡御浜町志原)及び下流部の志原尻水位観測所(南牟婁郡御浜町志原)において、雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系板屋川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系板屋川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系板屋川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市紀和町小川口~紀和町板屋 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和10年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書きで記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	3,000m3	第3種建設発生土
	令和8年度	1,000m3	2,000m3	
	令和9年度	1,000m3	1,000m3	
	令和10年度	1,000m3	0m3	
	令和11年度	0m3	0m3	
	計	3,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	10,000	10,000	0
	令和9年度	10,000	10,000	0
	令和10年度	10,000	10,000	0
	令和11年度	0	0	0
	計	30,000	30,000	0
事業の必要性、緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系板屋川は三重県南部に位置し、流路延長6.0kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・板屋川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は3,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和8年度~令和10年度の3年間で、河川環境に配慮しつつ3,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	板屋川には、下流部の所山雨量水位観測所(熊野市紀和町板屋)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 西郷川水系西郷川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	西郷川水系西郷川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する西郷川水系西郷川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市木本町~熊野市木本町 【別図参照】			
実施予定期間	令和10年度~令和11年度(2年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き で記載</small>			残量	
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	0m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	1,000m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	
	令和11年度	1,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	2,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	10,000	10,000	0
	令和11年度	10,000	10,000	0
	計	20,000	20,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>西郷川水系西郷川は三重県南部に位置し、流路延長0.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>西郷川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和10年度~令和11年度の2年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	西郷川については、近傍の二級河川井戸川上流部の大峽雨量観測所(熊野市井戸町)及び下流部の熊野建設事務所雨量観測所(熊野市井戸町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名	三重県	
		河川名	神内川水系神内川(二級河川)	
		担当課室名	河川課 河川管理班	
		連絡	先 059-224-2686	
事業名	神内川水系神内川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する神内川水系神内川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿~紀宝町神内 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和11年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	2,000m3	
	令和8年度	500m3	1,500m3	
	令和9年度	500m3	1,000m3	
	令和10年度	500m3	500m3	
	令和11年度	500m3	0m3	
	計	2,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	5,000	5,000	0
	令和9年度	5,000	5,000	0
	令和10年度	5,000	5,000	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	20,000	20,000	0
事業の必要性、 緊急性	・神内川水系神内川は三重県南部に位置し、流路延長4.4kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・神内川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和8年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	神内川には、下流部の川原雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町鶴殿)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 尾呂志川水系尾呂志川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	尾呂志川水系尾呂志川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する尾呂志川水系尾呂志川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県南牟婁郡御浜町阿田和～御浜町中立 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	2,000m <sup>3</sup>	8,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	2,000m <sup>3</sup>	6,000m <sup>3</sup>	
	令和9年度	2,000m <sup>3</sup>	4,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	2,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和11年度	2,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	10,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	40,000	40,000	0
	令和8年度	35,000	35,000	0
	令和9年度	24,000	24,000	0
	令和10年度	24,000	24,000	0
	令和11年度	24,000	24,000	0
	計	147,000	147,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾呂志川水系尾呂志川は三重県南部に位置し、流路延長12.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>尾呂志川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は10,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度～令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ10,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	尾呂志川には、下流部の阿田和雨量水位観測所(南牟婁郡御浜町阿田和)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 里川水系里川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	里川水系里川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する里川水系里川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市新鹿町~熊野市新鹿町 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和9年度(2年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	2,000m3	
	令和8年度	1,000m3	1,000m3	
	令和9年度	1,000m3	0m3	
	令和10年度	0m3	0m3	
	令和11年度	0m3	0m3	
	計	2,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	12,000	12,000	0
	令和9年度	12,000	12,000	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	24,000	24,000	0
事業の必要性、 緊急性	・里川水系里川は三重県南部に位置し、流路延長0.6kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・里川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和8年度~令和9年度の2年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	里川については、近傍の二級河川湊川下流部の新鹿雨量観測所(熊野市新鹿町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系相野谷川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系相野谷川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系相野谷川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町大里~紀宝町桐原 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	1,000m <sup>3</sup>	4,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	1,000m <sup>3</sup>	3,000m <sup>3</sup>	
	令和9年度	1,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	1,000m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	
	令和11年度	1,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	5,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	10,000	10,000	0
	令和8年度	10,000	10,000	0
	令和9年度	10,000	10,000	0
	令和10年度	10,000	10,000	0
	令和11年度	10,000	10,000	0
	計	50,000	50,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系相野谷川は三重県南部に位置し、流路延長16.6kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・相野谷川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は5,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ5,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	相野谷川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 尾呂志川水系広田川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	尾呂志川水系広田川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する尾呂志川水系広田川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡御浜町阿田和~御浜町阿田和 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和11年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	2,000m3	第3種建設発生土
	令和8年度	500m3	1,500m3	
	令和9年度	500m3	1,000m3	
	令和10年度	500m3	500m3	
	令和11年度	500m3	0m3	
	計	2,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	5,000	5,000	0
	令和9年度	5,000	5,000	0
	令和10年度	5,000	5,000	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	20,000	20,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾呂志川水系広田川は三重県南部に位置し、流路延長2.1kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>広田川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和8年度~令和11年度の4年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	広田川については、近傍の阿田和雨量観測所(南牟婁郡御浜町阿田和)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 湊川水系湊川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	湊川水系湊川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する湊川水系湊川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市新鹿町~熊野市新鹿町 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和11年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き で記載</small>			残量	
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	500m <sup>3</sup>	1,500m <sup>3</sup>	
	令和9年度	500m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	500m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	
	令和11年度	500m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	2,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	5,000	5,000	0
	令和9年度	5,000	5,000	0
	令和10年度	5,000	5,000	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	20,000	20,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湊川水系湊川は三重県南部に位置し、流路延長1.0kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・湊川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和8年度~令和11年度の4年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	湊川については、下流部の新鹿雨量観測所(熊野市新鹿町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系大又川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系大又川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系大又川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市飛鳥町~熊野市飛鳥町 【別図参照】			
実施予定期間	令和9年度~令和11年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	4,000m3	第3種建設発生土
	令和8年度	0m3	4,000m3	
	令和9年度	1,000m3	3,000m3	
	令和10年度	1,500m3	1,500m3	
	令和11年度	1,500m3	0m3	
	計	4,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	10,000	10,000	0
	令和10年度	15,000	15,000	0
	令和11年度	15,000	15,000	0
	計	40,000	40,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系大又川は三重県南部に位置し、流路延長27.8kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・大又川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は4,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和9年度~令和11年度の3年間で、河川環境に配慮しつつ4,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	大又川には、下流部の五郷雨量観測所(熊野市五郷町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系熊野川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系熊野川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系熊野川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町瀬原~熊野市紀和町和気 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	4,000m3	8,000m3	第3種建設発生土
	令和8年度	2,000m3	6,000m3	
	令和9年度	2,000m3	4,000m3	
	令和10年度	2,000m3	2,000m3	
	令和11年度	2,000m3	0m3	
	計	12,000m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	70,000	70,000	0
	令和8年度	25,000	25,000	0
	令和9年度	25,000	25,000	0
	令和10年度	25,000	25,000	0
	令和11年度	25,000	25,000	0
	計	170,000	170,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系大又川は三重県南部に位置し、流路延長27.8kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・大又川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は12,000m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、河川環境に配慮しつつ12,000m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	大又川には、下流部の五郷雨量観測所(熊野市五郷町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系不動地川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系不動地川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系不動地川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町平尾井~紀宝町平尾井 【別図参照】			
実施予定期間	令和9年度~令和11年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	900m3	第3種建設発生土
	令和8年度	0m3	900m3	
	令和9年度	300m3	600m3	
	令和10年度	300m3	300m3	
	令和11年度	300m3	0m3	
	計	900m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	4,000	4,000	0
	令和10年度	4,000	4,000	0
	令和11年度	4,000	4,000	0
	計	12,000	12,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系不動地川は三重県南部に位置し、流路延長1.5kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・不動地川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は900m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和9年度~令和11年度の3年間で、河川環境に配慮しつつ900m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	不動地川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 井田川水系井田川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	井田川水系井田川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する井田川水系井田川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町井田 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和11年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> ) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	
	令和8年度	500m <sup>3</sup>	1,500m <sup>3</sup>	
	令和9年度	500m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	
	令和10年度	500m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	
	令和11年度	500m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	2,000m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	6,000	6,000	0
	令和9年度	6,000	6,000	0
	令和10年度	6,000	6,000	0
	令和11年度	6,000	6,000	0
	計	24,000	24,000	0
事業の必要性、 緊急性	・井田川水系井田川は三重県南部に位置し、流路延長4kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・井田川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)しており、また、河口部においては、河口閉塞するなど現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は2,000m <sup>3</sup> であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和8年度~令和11年度の4年間で、河川環境に配慮しつつ2,000m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	井田川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系野添川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系野添川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系野添川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町高岡~紀宝町高岡 【別図参照】			
実施予定期間	令和9年度~令和11年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m3	900m3	第3種建設発生土
	令和8年度	0m3	900m3	
	令和9年度	300m3	600m3	
	令和10年度	300m3	300m3	
	令和11年度	300m3	0m3	
	計	900m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	5,000	5,000	0
	令和10年度	5,000	5,000	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	15,000	15,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系野添川は三重県南部に位置し、流路延長1.0kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・野添川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は900m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和9年度~令和11年度の3年間で、河川環境に配慮しつつ900m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	野添川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系ナベラ川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系ナベラ川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系ナベラ川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町桐原~紀宝町桐原 【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書きで記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	
	令和8年度	200m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和9年度	100m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup>	
	令和10年度	100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	
	令和11年度	100m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	500m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	2,600	2,600	0
	令和9年度	1,300	1,300	0
	令和10年度	1,300	1,300	0
	令和11年度	1,300	1,300	0
	計	6,500	6,500	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系ナベラ川は三重県南部に位置し、流路延長1.1kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・ナベラ川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は500m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和8年度~令和11年度の4年間で、河川環境に配慮しつつ500m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	ナベラ川には、下流部の相野谷宮前橋雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町桐原)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系入谷川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系入谷川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系入谷川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町桐原~紀宝町桐原 【別図参照】			
実施予定期間	令和11年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> ) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和8年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和10年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和11年度	300m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	300m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	3,000	3,000	0
	計	3,000	3,000	0
事業の必要性、 緊急性	・新宮川水系入谷川は三重県南部に位置し、流路延長1.8kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・入谷川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は300m <sup>3</sup> であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和11年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ300m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	入谷川には、下流部の相野谷宮前橋雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町桐原)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系那智川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系那智川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系那智川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町高岡~紀宝町高岡 【別図参照】			
実施予定期間	令和10年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	第3種建設発生土
	令和8年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和10年度	300m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	令和11年度	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	300m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	3,000	3,000	0
	令和11年度	0	0	0
	計	3,000	3,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系那智川は三重県南部に位置し、流路延長3.5kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・那智川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は300m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和10年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ300m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	那智川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県経由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系清水元川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系清水元川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系清水元川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町高岡~紀宝町高岡 【別図参照】			
実施予定期間	令和9年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3)  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き で記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m3	300m3	
	令和8年度	0m3	300m3	
	令和9年度	300m3	0m3	
	令和10年度	0m3	0m3	
	令和11年度	0m3	0m3	
	計	300m3		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	3,000	3,000	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	3,000	3,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系清水元川は三重県南部に位置し、流路延長0.7kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・清水元川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和6年度現在、河道内の堆積土砂量は300m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和9年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ300m3の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	清水元川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する可能性がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 三重県 又は 市区町村名 河川名 尾呂志川水系阪本川(二級河川) 担当課室名 河川課 河川管理班 連絡先 059-224-2686		
事業名	尾呂志川水系阪本川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する尾呂志川水系阪本川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡御浜町上野~御浜町上野【別図参照】			
実施予定期間	令和11年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書きで記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和8年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和10年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和11年度	300m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	300m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	5,000	5,000	0
事業の必要性、緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾呂志川水系阪本川は三重県南部に位置し、流路延長4.9kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>阪本川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は300m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和11年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ300m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	阪本川については、近傍の阿田和雨量観測所(南牟婁郡御浜町阿田和)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 里川水系久保川(二級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	里川水系久保川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する里川水系久保川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県熊野市新鹿町~熊野市新鹿町【別図参照】			
実施予定期間	令和8年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> ) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup>	
	令和8年度	200m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	令和10年度	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	令和11年度	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	200m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	3,000	3,000	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	3,000	3,000	0
事業の必要性、 緊急性	・里川水系久保川は三重県南部に位置し、流路延長1.2kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・久保川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下傾向(流下断面が阻害)にあり、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は200m <sup>3</sup> であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	令和8年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ200m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	久保川については、近傍の二級河川湊川下流部の新鹿雨量観測所(熊野市新鹿町)において雨量の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 新宮川水系西の谷川(一級河川)		
		担当課室名 河川課 河川管理班		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	新宮川水系西の谷川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する新宮川水系西の谷川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県南牟婁郡紀宝町浅里~紀宝町浅里【別図参照】			
実施予定期間	令和11年度(1年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m <sup>3</sup> )  <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m<sup>2</sup>)書き て記載</small>			残量	第3種建設発生土
	令和7年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和8年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和9年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和10年度	0m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	
	令和11年度	300m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
	計	300m <sup>3</sup>		
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	0	0	0
	令和8年度	0	0	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	5,000	5,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮川水系西の谷川は三重県南部に位置し、流路延長2.5kmの一級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。</li> <li>・西の谷川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。</li> <li>・令和7年度現在、河道内の堆積土砂量は300m<sup>3</sup>であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。</li> </ul>			
浚渫目標	令和11年度の1年間で、河川環境に配慮しつつ300m <sup>3</sup> の堆積土砂掘削を行い、河道における目標河道断面を確保する。			
河道の状態把握	西の谷川には、下流部の相野谷雨量水位観測所(南牟婁郡紀宝町高岡)において雨量・水位の常時観測が行われており、水防活動のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施する他、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	浚渫箇所、発生土砂量及び土質区分については、現時点の予定であり、今後の管内の状況により変更が発生する場合がある。 発生土砂の搬出先について、公共事業間の流用等、有効活用について調整を行うが、現時点において未定である。			

\*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。